

県立学校 GO▶GOTSU コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「県立学校 GO▶GOTSU コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは江津市内の県立学校（江津高等学校、江津工業高等学校、江津清和養護学校）3校が、江津市の掲げる“GO▶GOTSU「山陰の創造力特区」へ”のもと、行政、企業、大学校等の多様な関係者と江津市内県立学校3校の生徒、保護者、教職員等の関係者が協働体制を構築していくことを推進する。主体的・創造的な対話を行う中で、自分の未来、まちの未来を創造できる人材を育成することにより、江津市内県立学校の教育をより良いものにしていくことを目的とする。

(協働事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる協働事業を行う。

- (1) 生徒、教職員、保護者、地域にとって魅力的な学校づくりに関すること
- (2) 3校の専門性を活用した社会に開かれた教育課程の研究・開発に関すること
- (3) 3校の教育課題解決に関すること
- (4) 3校の魅力の対外的な情報発信に関すること
- (5) 3校連携によるコンソーシアムの持続化のための仕組みづくりに関すること
- (6) 3校を応援するサポーターの獲得に関すること
- (7) 市内企業との協働に関すること
- (8) 幼・保・こども園・小・中学校、大学校等の教育機関との協働に関すること
- (9) 地域住民との協働によるまちづくりに関すること

(組織)

第4条 コンソーシアムは別表1に掲げる江津市内県立学校と協働活動に関わる団体等（以下「構成団体等」という。）により組織する。さらに、次の各号に掲げる役員会、クリエイティブグループ、ワーキンググループ、事務局を置く。

- (1) 役員会は協働事業の方針を決議する。

- (2) クリエイティブグループは協働事業の方針を審議する。
- (3) ワーキンググループは具体的な協働事業を行う。
- (4) 事務局はコンソーシアム内外の連絡調整を行う。

(役員会)

第5条 役員会の役員は構成団体等が原則1名を推挙する。また、役員の任期、役職については次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 役員会に役員の互選により次の役職をおく。

- 一 会 長 1名
- 二 副会長 3名
- 三 会 計 1名
- 四 監 事 2名
- 五 幹 事 3名

(役員各役職の職務)

第6条 前条の役職の職務については次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理し、コンソーシアム及び役員会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計はコンソーシアムの会計業務を行う。
- (4) 監事はコンソーシアムの会計を監査し、報告する。
- (5) 幹事はコンソーシアムの庶務を行う。

(役員会の運営)

第7条 役員会の運営については次の各号のとおりとする。

- (1) 役員会は会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。
- (2) 役員会は原則年2回開催する。
- (3) 役員会の議長は会長をもって充てる。
- (4) 役員会は役員の半数以上の出席がなければ開催できない。
- (5) 役員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(6) 役員会の議事は出席役員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会の承認)

第8条 会長は次の各号に掲げる事項について役員会の承認を得るものとする。

- (1) 第3条の各号に掲げる協働事業計画に関する事項
- (2) 予算の編成及び執行に関する事項
- (3) コンソーシアム関係者以外の団体や個人に対し、必要な協力を求める事項
(クリエイティブグループの組織と事業)

第9条 コンソーシアムの効果的・効率的な運営のため、コンソーシアムにクリエイティブグループを設置する。クリエイティブグループの組織と事業については次の各号のとおりとする。

- (1) クリエイティブグループは会長が招集する。
- (2) クリエイティブグループは各校代表と教育魅力化推進事業を委託されているコンソーシアムマネージャー、コーディネーターにより組織する。
- (3) クリエイティブグループは役員会に付議すべき事項の決議を行う。
- (4) クリエイティブグループはその他役員会の議決を要しない業務の執行に関する事項の議決を行う。

(ワーキンググループの組織と事業)

第10条 コンソーシアムの事業を円滑に運営するため、コンソーシアムにワーキンググループを設置する。ワーキンググループの組織と事業については次の各号のとおりとする。

- (1) ワーキンググループは副会長が招集する。
- (2) ワーキンググループはコンソーシアムマネージャーと、第3条の各号に掲げる協働事業のテーマに沿って関係する団体により組織する。
- (3) ワーキンググループにおいて、グループリーダーを置くことができる。
- (4) ワーキンググループは第3条の各号に掲げる協働事業の運営を行う。
- (5) ワーキンググループの事業は、1人以上の副会長と協議のうえ実施し、クリエイティブグループに報告する。

(事務局)

第 1 1 条 江津市教育委員会に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。

(秘密の保持)

第 1 2 条 役員会及びクリエイティブグループ、ワーキンググループ並びに事務局の活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規約の変更等)

第 1 3 条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

別表 1 (第 4 条関係)

団体名等
江津高等学校
江津工業高等学校
江津清和養護学校
島根県立大学
島根職業能力開発短期大学校
江津市校長会
江津市保育研究会
江津市 P T A 連合会
江津高等学校 卒業生会
江津工業高等学校 卒業生会
江津清和養護学校 卒業生会
江津高等学校 学校運営協議会
江津工業高等学校 学校運営協議会
江津清和養護学校 学校運営協議会
江津市教育委員会
江津市商工観光課
江津市地域振興課
江津市政策企画課

江津市子育て支援課
島根県西部県民センター
NPO法人てごねっと石見

附 則

この規約は、令和2年6月1日より施行する。

この規約は、令和4年4月1日より施行する。

この規約は、令和5年4月1日より施行する。